

# いしかわ診療情報共有ネットワーク 患者さん向け同意説明書

いしかわ診療情報共有ネットワークとは、病院や診療所（医院・クリニック）などの施設間で患者さんの診療情報を共有する仕組みです。

患者さんが、以下の趣旨をご理解いただき、ご自身の診療情報をこのネットワークで共有することに同意された場合に、指定した施設間で診療情報を共有します。

## 1 患者さんのメリット

このネットワークを通して、患者さんがかかっている複数の病院や診療所などの施設間で診療情報が共有されることで、施設間の連携がスムーズになるため、転院や入院あるいは退院後の通院などの場合において、切れ目のない質の高い医療を受けることができますようになります。

## 2 患者さんの費用負担

このネットワークで診療情報が共有されることに関して、患者さんの費用負担はありません。

## 3 個人情報の保護

このネットワークでは、患者さんの個人情報を守るために次のような対策を講じています。

- (1) インターネット回線を利用していますが、診療情報は暗号化されていますので、回線上から診療情報を取得することはできないようになっています。
- (2) 患者さんの診療情報を見ることができるのは、患者さんが指定した施設に限ります。（ただし救急搬送時は除く。）
- (3) 診療情報を見るための端末は認証されており、認証された特定の端末以外は、ネットワークに接続できないようになっています。
- (4) 診療情報を見ると、利用記録が取られ、いつ、誰が、どの情報を見たか確認できるようになっています。

## 4 患者さんに必要な手続き

患者さんが、このネットワークで診療情報が共有されることに同意される場合は、「同意書」を提出してください。同意書に記載した施設でなければ、患者さんの診療情報を見ることができません。（なお、患者さんが救急搬送された際には、搬送先が同意書で指定した施設でない場合でも、緊急措置として診療情報を見る場合があります。）

また、同意された後に、利用の中止を希望される場合は、「同意撤回書」を提出してください。

## 5 ネットワーク利用施設

患者さんの診療情報を見ることができるのは、このネットワークに参加している施設のみです。患者さんがかかっている施設が、このネットワークに参加していない場合があります。

## 6 ご相談窓口

このネットワークに関するご相談窓口は、患者さんがかかっている施設または同意書に記載いただいた「情報提供機関」になります。

## 7 最後に

このネットワークの利用は、患者さんご自身の自由な意思によります。施設での説明を受けて、上記のことに納得された方のみ同意していただきます。同意されなかった場合や、途中で同意を撤回した場合でも、今後の診療に不利益が生じることはありません。

◇お問い合わせ先◇

城北病院 医療福祉連携相談課 地域医療連携室 TEL:076-251-6111（代表）

FAX:076-208-5231（情報提供専用）